

山形県理学療法士会  
災害見舞金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県理学療法士会会員に被災があった場合の見舞金について定める。

(適用)

第2条 この規程の適用は、定款9条に定める会員とする。

(支給事項の範囲)

第3条 見舞金を支給する場合は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会員の住居が被災したとき（罹災証明書により証明された場合）  
※火災を除き、自然災害に限る。

(届出義務)

第4条 会員またはその関係者がこの規程により見舞金を受けようとするときは、その事実を別記様式にて罹災証明書とともに90日以内に本会事務局宛に届け出ることとする。

(被災見舞金)

第5条 会員の住居が被災した場合、全壊の場合は金20,000円、半壊の場合は金10,000円を見舞金として支給する。

(委任)

第6条 この規程に定めないものでも、会長が必要と認めるときは支給することができる。

(改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

- 1 この規程は、平成25年11月22日より施行する。

